

## 地域公共交通（鉄道）の確保及び維持に対する支援を求める意見書

地方部における鉄道は、自家用自動車の普及や道路整備の進展、都市部への人口集中による鉄道の利用者減少に伴う採算悪化に加え、平成 12 年 3 月の鉄道事業法の改正による鉄道の路線撤退が許可制から届出制になったことにより、各事業者が不採算路線から撤退する状況が全国各地で発生してきた。

地方自治体では、こうした状況を踏まえ、第 3 セクターによる運行や事業者に対する運行支援、利用者に対する運賃助成、あるいは代替交通手段の確保などを実施してきた。今後、少子高齢化による社会保障費の増大や税収の減少、社会インフラの老朽化進行による施設更新や維持管理費の確保など、財政状況は厳しさを増している。

そのような中で、当該地域でも過去には鉄道が廃止されたことによる代替バス路線の確保を行ってきたが、廃止路線地域でのまちの活性化の維持や高校生の交通手段の確保など、厳しい状況が続いている。

現在も、鉄道路線の一部が鉄道事業者単独では維持出来ないとして、沿線自治体で運行維持のため財政支援を行っているところであり、もし財政支援の継続を取りやめれば、地域社会の疲弊、若い世代の流出などが加速され、国の目指す地方創生にも大きく影響することとなる。

よって、国および県においては、市町村自治体が地域公共交通（鉄道）の確保および維持のために鉄道事業者への運行支援の財政措置を行う際は、公共交通の事業者の如何に関わらず存続を確保するため、当該自治体に対して安定的な地方財源措置および支援策を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 12 月 22 日

岐阜県可児市議会

内閣総理大臣  
衆議院議長  
参議院議長  
国土交通大臣  
総務大臣  
文部科学大臣  
財務大臣  
地方創生担当内閣府特命担当大臣  
岐阜県知事 様